

# 「柏市一時保護施設設備運営基準条例」の骨子について

## 1 概要・目的

柏市では、児童虐待への対応をより迅速かつ的確に行い、予防の取り組みを強化するとともに、子どもが成長する過程に応じた一貫性のある支援を提供することを目的として、市立児童相談所の設置を予定しています。

児童相談所の設置により、児童を一時保護する施設（以下、「一時保護施設」という。）を設置することから、児童福祉法第12条の4第2項に基づき、施設の設備及び運営の基準を定める必要があるため、「柏市一時保護施設設備運営基準条例」を制定します。

そこで、本条例の制定にあたり、市民の皆様からの意見等を参考にするため、パブリックコメントにより広く意見を募集するものです。

## 2 一時保護施設とは

### (1) 設置目的

児童福祉法第12条の4第1項に基づき、児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待・置き去り・非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設

### (2) 設置主体

児童相談所設置自治体

## 3 条例制定における本市の考え方

国の基準（内閣府令）の各規定は、児童福祉法の基本理念に即したものであり、また、各規定は基本方針を実現するために適した基準となっていますので、本市条例については、従うべき基準・参酌すべき基準と同様の規定とすることを基本とします。

### 【従うべき基準】

必ず適合しなければならない基準

（基準に従う範囲で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容）

### 【参酌すべき基準】

十分参酌しなければならない基準

（十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容）

## 4 一時保護施設の設備及び運営に関する基準の主な規定内容

- 第三者評価（第5条）
- 管理者等（第21条）
- 児童の権利擁護等（第10条）
- 衛生管理等（第26条）
- 設備の基準（第16条）
- 児童の健康状態の把握（第28条）
- 職員配置基準（第19条）
- 児童の教育（第30条）
- 夜間の職員配置（第20条）
- その他運営に関する事項等（安全計画の策定等）

※詳細は裏面参照

## 5 今後のスケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	令和9年2月施行予定
パブコメ		実施	結果公表				
市議会						議案審査	

# 一時保護施設の設備及び運営に関する基準

主な事項	従うべき基準	参酌すべき基準	基準
第三者評価		○	一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的 に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善 を図らなければならない。
児童の権利擁護等	○		一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童 の権利、児童の権利を擁護するための仕組み、一時保護を行う理由等につ いて、年齢、発達の状況その他当該児童の事情に応じた説明を行わなけ ばならない。
	○		一時保護施設は、正当な理由なく、児童の権利の制限をしてはならない。 また、施設等により児童の行動を制限してはならない。
	○		一時保護施設は、合理的な理由なく、児童の所持品の持ち込みを禁止し てはならない。
	○		一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、児童虐待その他当該児童 の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
設備の基準	○		児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場又は屋外運動場、相談室、食 堂、調理室、浴室及び便所を設けること。
		○	児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らす ことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
		○	児童の居室の定員は、4人以下とし、その床面積は、1人につき4.95平 方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の定員は、6人 以下とし、その床面積は、1人につき3.3平方メートル以上とすること。 (面積は従うべき基準)
		○	少年(小学校就学～満18歳に達するまで)の居室の一室の定員は、1人 とするよう努めるとともに、その床面積は、8平方メートル以上とする よう努めること。
		○	居室、浴室及び便所は、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェ ンダーアイデンティティ等に配慮すること。
	○	児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を 整えること。	
職員配置基準	○		一時保護施設には、児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担 当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員 を置かなければならない。
	○		児童指導員及び保育士の総数は、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人 につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき 1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。
	○		心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。
	○		学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数とするよう努めなけれ ばならない。

主な事項	従うべき基準	参酌すべき基準	基準
夜間の職員配置	○		一時保護施設(ユニットを整備しないものに限る。)には、夜間、職員 2人以上を置かなければならない。
	○		一時保護施設(ユニットを整備するものに限る。)には、夜間、一のユ ニットごとに職員1人以上を置かなければならない。
管理者等	○		一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運 営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。
	○		一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置か なければならない。
	○		指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所におけ る児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね5年以上従事した 経験を有する者でなければならない。
	○		一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時 保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のための こども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受け なければならない。
衛生管理等		○	一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供 する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ なければならない。
		○	一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければ ならない。
児童の健康状態の把握		○	入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、 医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければなら ない。
児童の教育	○		学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希 望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の 支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。